

**平成29年度改訂版**

**ごみの分別と  
出し方  
ガイドブック**

**平成29年4月1日～**

**南山城村産業生活課**

**電話 0743-93-0105**

平成29年度改訂版

# ごみの分別と 出し方 ガイドブック

\* も く じ \*

## \*ごみの分類

- 1. ごみの分類 . . . 1
- 2. 家庭系ごみ . . . 1
- 3. 収集できないごみ . . . 2


## \*家庭ごみの出し方

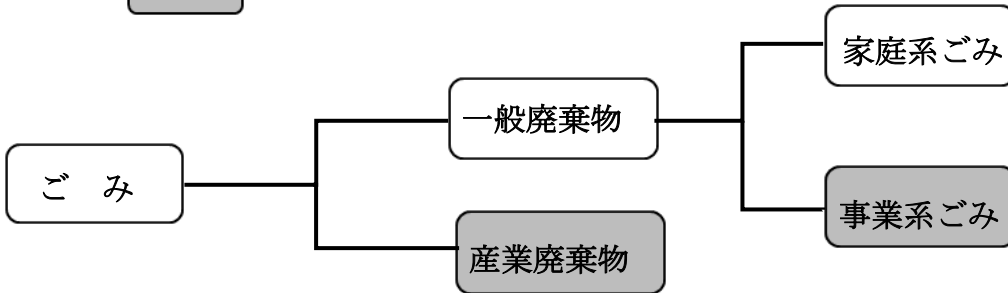
- 1. 燃えるごみ . . . 4
- 2. カン類 . . . 5
- 3. ビン類 . . . 5
- 4. ペットボトル . . . 6
- 5. プラスチック製容器包装 . . . 6
- 6. その他プラスチックごみ . . . 7
- 7. 粗大ごみ . . . 8
- 8. 家電リサイクル法の  
対象となる家電4品目について . . . 9
- 9. 古紙などの資源回収について . . . 11
- 10. パソコンについて . . . 11
- 11. 二輪車について . . . 12
- 12. 消火器について . . . 12
- \*ごみの分別と出し方（50音順） . . . 13

**\*ごみのほとんどは大切な資源 きちんと分けてリサイクルしましょう\***

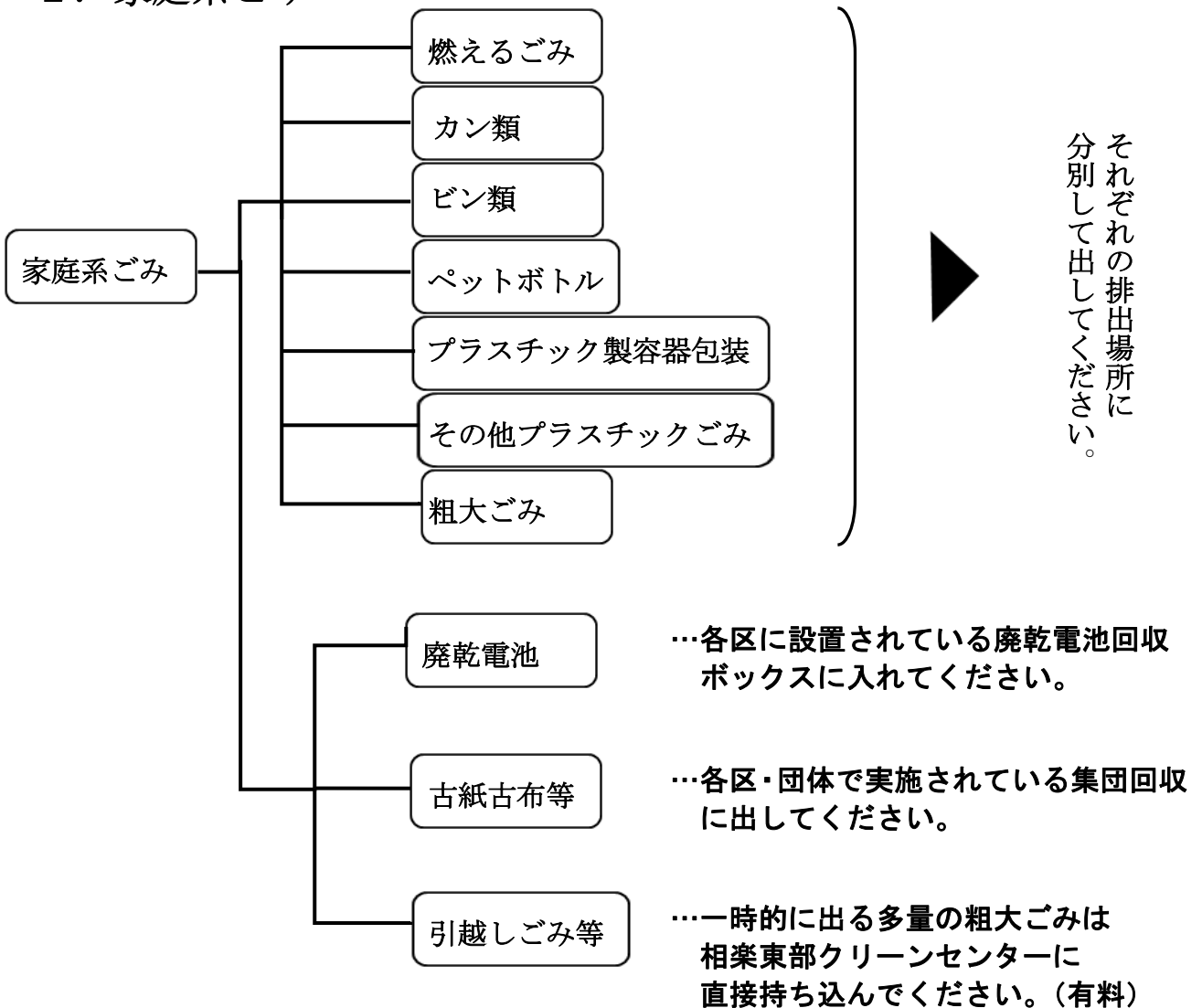
# ごみの分類

## 1. ごみの分類

 …基本的に村が収集しないごみ



## 2. 家庭系ごみ



## ごみの排出方法についてのお願い

### エアゾール缶・カセットボンベは使い切ってから

収集時に火災や爆発の恐れがありますので、必ず中身を使い切ってカンの日に出してください。穴は開けなくてもかまいません。

### 農薬・殺虫剤の容器

農薬、殺虫剤の容器は収集できませんので、購入先や専門業者にご相談ください。また、農機具・草刈機・発電機なども収集できません。購入先等にご相談ください。

### 刃物類・細かい金属類は粗大ごみの日に

カミソリなどの刃物は危険ですので紙袋などに入れ、粗大ごみの日に出してください。

アルミホイルやビール瓶の王冠なども市販の袋にまとめ入れて粗大ごみの日に出してください。

## 3. 収集できないごみ

### ①一時多量ごみ

引越しや庭木の刈り込みなどによる臨時的または一時的に多量に発生するごみは、ごみステーションに出さないでください。

相楽東部クリーンセンターに事前連絡し、日程調整の上、直接持ち込んでください（有料）  
相楽東部クリーンセンター  
TEL：0774-78-4153

### ②有害なもの・危険なもの

有害なもの、危険なもの、引火するもの、または著しく悪臭が出るものは、ごみステーションに出さないでください。

購入先等にご相談ください

### ③処理施設で処理できないごみ

相楽東部クリーンセンターでの処理が困難なものは収集できません。専門的な処理が必要なものはごみステーションに出さないでください。

購入先等にご相談ください

#### ④事業系ごみ

事業活動に伴って生じた事業ごみは、法律により事業主自らが適正に処理することとなっています。直接処理施設に搬入するか、または一般廃棄物収集許可業者と契約を結び、処理を依頼してください。ごみステーションには出さないでください。

一般廃棄物収集許可業者  
に処理を依頼する場合  
(有料)

(株)大北リサイクル TEL:0774-78-3839

高井商店(株) TEL:0774-94-3554

処理施設に直接  
搬入する場合(有料)

相楽東部クリーンセンター

TEL:0774-78-4153 よ い ご み

#### ⑤産業廃棄物

事業活動に伴うごみで、一般廃棄物処理場では処理できない物をいいます。  
なお、産業廃棄物の処理については、山城南保健所にお問い合わせください。

産業廃棄物処理の  
問い合わせ先

山城南保健所 環境衛生室

TEL:0774-72-4303

#### \* 収集できないもの一覧 \*

- ①一時多量ごみ … \*引越し等による多量の燃えるごみ、不燃ごみ、粗大ごみ  
\*庭木の刈り込みや草刈りによる草木類
- ②有害・危険物 … \*農薬 \*薬品 \*バッテリー \*ガスボンベ \*廃油  
\*有害・危険物が残留している容器、タンク類 \*塗料  
\*火薬 \*花火 \*機械用オイル・潤滑油
- ③処理できないごみ … \*自動車部品 \*バイク・原動機付自転車部品  
\*自動車タイヤ \*バイク・原動機付自転車タイヤ  
\*太陽熱温水器 \*耐火金庫 \*小型原動機・発電機  
\*消火器 \*ピアノ \*コンクリートブロック  
\*れんが \*大型シャッター
- ④⑤事業系ごみ・産業廃棄物 … \*注射器、医療用チューブ等の医療機器 \*建築廃材  
\*農業用機械器具(草刈機・茶刈機・耕運機等)  
\*製茶工場用機会器具(大型モーター等) \*肥料袋  
\*あぜシート \*農業用マルチ \*ドラム缶 \*塩ビ管

ごみの不法投棄は、法律により処罰されます。

# 家庭ごみの出し方

## 1. 燃えるごみ

### 代表例

- ・ 生ごみ
- ・ カップめんの紙製フタ
- ・ 紙おむつ
- ・ 紙くず
- ・ 生理用品

### ○ 排出のルール

- 排出は必ず村指定袋で名前を書いて出す。
- 収集日の午前8時までに決められた場所に出す。
- 生ごみは水切りを十分に行う。
- 食用油などは固めるか、紙などに浸して出す。
- 紙おむつ・生理用品はビニールに入れずにそのまま入れる。

※燃えるごみ以外のものが混入しているもの、指定袋以外のものは収集できません。

※野焼きは法律・条例で禁止されています。

### ○ 指定袋 燃えるごみ専用袋

45ℓ（大）	300円／10枚
30ℓ（中）	200円／10枚
15ℓ（小）	150円／10枚

### ○ 指定袋販売店等

- ・ 役場税財政課
- ・ J A 南山城村支店及び各事業所
- ・ 榎田商店（今山）
- ・ 月ヶ瀬ニュータウン自治会
- ・ 廣尾さん宅（南大河原）
- ・ 東山商店（田山）
- ・ シルバー人材センター（NT）
- ・ 山ちゃん ・ 道の駅

## 2. カン類

### 代表例

- ・ ジュースカン
- ・ ビールカン
- ・ 缶詰の空きカン
- ・ 一斗缶
- ・ 菓子缶
- ・ エアゾール缶

#### ○ 排出のルール

- 収集日の前日午後8時以降、午前8時までに決められた場所に出す。
- 空きカンは中身を全部取り除き水洗いした後、つぶして出す。
- エアゾール缶（スプレー缶）は必ず中身を使い切って出す。
- カンの大きさは一斗缶まで。

※カン以外の金属類は粗大ごみの日に出して下さい。

## 3. ビン類

### 代表例

- ・ ジュースビン
- ・ 酒ビン
- ・ 植木鉢（小）
- ・ 調味料ビン
- ・ 栄養ドリンクビン
- ・ 茶碗（せともの）
- ・ ジャムビン
- ・ 海苔のビン
- ・ ガラス類

#### ○ 排出のルール

- 収集日の前日午後8時以降、午前8時までに決められた場所に出す。
- 空きビンは中身を全部取り除き水洗いした後、割らずに出す。
- 外したキャップ等（金属製のものは粗大ごみ、プラスチック製の物はプラスチック製容器包装として出して下さい。）は中に入れない。
- ガラス・鏡は収集や処理中の事故防止のため、丈夫な袋などに入れて出す。

※農薬ビンは収集できませんので販売店などで引き取ってもらって下さい。

## 4. ペットボトル



と表示されているもの

### 代表例

- ・ ペットボトル

### ○ 排出のルール

- 収集日の前日午後8時以降、午前8時までに決められた場所に出す。
- キャップとラベルを取り外し、中身を全部取り除き水洗いする。
- 外したキャップとラベルはプラスチック製容器包装として出す。
- 出すときは袋などに入れずにステーションに設置してあるペットボトル専用袋にそのまま入れる。

※ペットボトルは処理方法の関係上、つぶさずに出して下さい。

## 5. プラスチック製容器包装



と表示されているもの

### 代表例

- |                                 |                           |
|---------------------------------|---------------------------|
| ・ 食品類のプラスチック製容器包装               | ・ シャンプーの容器                |
| ・ レトルト食品の容器                     | ・ リンスの容器                  |
| ・ ペットボトルのキャップとラベル               | ・ 食品トレイ                   |
| ・ スナック菓子袋                       | ・ 芳香剤の容器                  |
| ・ 卵のパック                         | ・ スーパーのレジ袋                |
| ・ インスタントコーヒーなどの<br>プラスチック製のキャップ | ・ その他商品を包装する<br>プラスチック製の袋 |
| ・ カップめんの容器                      | など                        |
| ・ 発泡スチロール（大きすぎて袋に入らない場合は粗大へ）    |                           |

### ○ 排出のルール

- 排出は必ず村指定袋で名前を書いて出す。



- 収集日の前日午後8時以降、午前8時までに決められた場所に出す。
- 残飯や異物を取り除いて軽く水洗いし、水分を切って出す。
- プラスチック容器包装以外のもの（金属や紙、プラスチック製品など）がある場合は、取り除く。
- レジ袋などに小分けにしたものをそのまま入れずに、必ずばらばらにして指定袋に入れること。

○ **指定袋 プラスチック製容器包装専用袋**


45ℓ            100円／10枚

○ **指定袋販売店等**

- ・ 役場税財政課
- ・ JA南山城村支店及び各事業所
- ・ 槇田商店（今山）
- ・ 月ヶ瀬ニュータウン自治会
- ・ 廣尾さん宅（南大河原）
- ・ 東山商店（田山）
- ・ シルバー人材センター（NT）
- ・ 山ちゃん ・ 道の駅

## 6. その他プラスチックごみ

代表例

- |  |                  |
|--|------------------|
| ・ プラスチック製玩具  | ・ 歯ブラシ           |
| ・ ゴム製品   | ・ CD、CDケース       |
| ・ カセットテープ  | ・ ビデオテープ         |
| ・ パンティーストッキング  | ・ クリーニングの袋       |
| ・ 家庭で使用した市販のポリ袋  | ・ 家庭で使用した市販のラップ  |
| ・ ボールペン  | ・ ビニール風呂敷        |
| ・ 氷嚢（ひょうのう）  | ・ ワープロなどのリボンカセット |
| ・ タッパー   | ・ 靴、革靴、かばん類      |
| ・ シャンプー容器のポンプ部分（  の表示が無いもの） |                  |

○ 排出のルール

- 収集日の前日午後以降、午前8時まで決められた場所に出す。
- プラスチック製容器包装は混入しないように。
- 中身が確認できる市販のごみ袋を利用する。

※ごみ袋に入らないプラスチック製品及び金属製品は粗大ごみの日に出して下さい。

## 7. 粗大ごみ

### 代表例

- ・ アルミ製品 ・ 金属全般 ・ アンプ ・ イス ・ 一輪車 ・ 家具
- ・ オルガン ・ カーテン ・ 座椅子 ・ 鍋類 ・ 包丁 ・ 炊飯器
- ・ カーテンレール ・ ガスコンロ ・ ガス湯沸し器 ・ 健康器具
- ・ クーラーボックス ・ 換気扇 ・ こたつ ・ 布団 ・ ストープ
- ・ ゴルフセット ・ 電子レンジ ・ 自転車 ・ 楽器 ・ ソファ
- ・ 掃除機 ・ 釣り竿 ・ 鉄板 ・ タイヤチェーン ・ ラジオ、ラジカセ
- ・ 風呂のフタ ・ ミシン ・ ビデオデッキ ・ ベッド ・ ワープロ
- ・ 電気カーペット ・ ベビーカー ・ ホットプレート ・ マットレス
- ・ 使い捨てライター

○ 排出のルール

- 収集日の前日午後以降午前8時までに出す。
- アルミ箔などの細かいものは市販の袋などにまとめ入れて出す。
- 蛍光灯は割らずにもとの箱に入れ、「有害ごみ」と表示して出す。
- 刃物は他のごみと分け、刃の部分を安全な状態にして出す。
- 家電リサイクル法の対象となるテレビ、エアコン、冷蔵庫（冷凍庫）、洗濯機、衣類乾燥機は出さない。

※農機具・農薬・草刈機・発電機・塗料・バイク・バッテリー・タイヤ・消火器など処理できないものは収集できません。ごみステーションに出さないで下さい。

## 8. 家電リサイクル法の対象となる家電4品目について

### 家電4品目

- ・ エアコン（室外機含む）
- ・ 洗濯機（衣類乾燥機）
- ・ テレビ（ブラウン管・液晶・プラズマ）
- ・ 冷蔵庫（冷凍庫）

#### ○ 家電リサイクル法

家電リサイクル法は、上記4品目の家電製品の部品や材料をリサイクルして、ごみを減量、資源の有効利用を推進するための法律です。収集・運搬については小売店、リサイクルはメーカーが行い、その費用を消費者が負担するといった、それぞれの役割分担によってリサイクルを円滑に行おうというものです。

具体的には、洗濯機などを処分する場合はリサイクル料金を支払い、小売店に引き取ってもらうこととなります。小売店は引き取った家電製品をメーカーに引き渡し、メーカーは法律で定められた基準にそって製品をリサイクルします。

消費者はリサイクル料金のほかに指定引き取り場所までの収集・運搬料金の負担が必要となります。

#### ○ 家電4品目が不用になったら…

買い替えが伴う時や購入店が明確なもの場合は、購入店等に引き渡しとなります。

買い替えが伴わず購入店の不明なものなど、小売店等で引き取り義務のないものについては村が引き取ることとなります。村が引き取る場合においても、リサイクル料金と村が定める収集運搬料金を負担いただくこととなります。

#### ○ リサイクル料金

リサイクル料金については種類やメーカー、大きさにより料金が異なりますので、家電リサイクル券センター（TEL:0120-319640）、家電購入店又は郵便局にお問い合わせください。この料金は小売店・村が引き取る場合も同額となります。

○ 収集運搬料金

リサイクル料金とは別にメーカー指定引き取り場所までの収集運搬料金が必要です。

村が引き取る場合の収集運搬料金は以下のとおりです。小売店や購入店が引き取る場合についても、小売店や購入店が定めた収集運搬料金が必要となります。

村の収集運搬料金（家電1台につき下記の料金が必要となります）

村指定場所に 持ち込みいただいた場合	…	運搬料金	2,000円
村指定場所に 持ち込みいただけない場合	…	ご自宅までの収集料金	1,000円
		+	
		運搬料金	2,000円
			<hr/>
			3,000円

○ 村が引き取る場合

村に引き取りを依頼する場合は事前に郵便局でリサイクル券を購入し、産業生活課（Tel0743-93-0105）までお問い合わせいただき、持込み日（又は収集日）の調整を行います。

村に持ち込まれた家電については、リサイクル料金の支払いを確認し、メーカー指定引き取り場所までの収集運搬料金を徴収しますので現金をご用意ください。収集運搬料金については役場窓口でお支払いいただけます。

※リサイクル料金については事前に郵便局でリサイクル券の購入が必要となります。

※村が引き取る場合の収集運搬料金は、家電1台につき必要となりますのでご注意ください。

## 9. 古紙などの資源回収について

### 代表例

- ・ 新聞
- ・ ボール紙
- ・ 封筒
- ・ 牛乳パック
- ・ 段ボール
- ・ 菓子箱
- ・ 包装紙、紙袋
- ・ 飲料品の紙パック
- ・ 本、カタログ
- ・ ティッシュペーパーの箱
- ・ 古着、ぼろぎれ

### ○ 資源回収

古紙やぼろぎれ、アルミ缶などは地域ごとに資源回収を実施されています。

古封筒や包装紙、菓子箱などは燃えるごみに出しがちですが、上の代表例中のものは燃えるごみに出さずに資源回収を積極的に利用してください。

### ○ 排出のルール

- 回収日や回収場所については、地域ごとに実施団体（区・婦人会・子供会など）が異なるので実施団体に問い合わせるなどし、必ず確認すること。
- 新聞・段ボール・紙パック・ウエス・アルミ缶・その他雑古紙に分別して出す。
- 箱類は開いて出し、紙パックは水洗いをして開き、乾かしてから出す。
- ひもなどでまとめて出す。

※感熱紙・カーボン紙・銀紙・アルミ箔・ポリ加工紙・裏面が銀色の紙パック・布団・毛布・バスマットは回収できませんので出さないで下さい。

## 10. パソコンについて

南山城村ではパソコンの回収・処理を行っていません。

パソコンは資源有効利用促進法により、メーカーによる回収・リサイクルが義務付けられています。回収・処理については、メーカーにお問い合わせください。

また、ご自身で組み立てた自作のパソコンや倒産したメーカー、輸入販売会社など

により、回収するメーカーがないパソコンについては、「パソコン3R推進協会」が回収・リサイクルの受付窓口となっていますので、下記の受付窓口までお問い合わせ下さい。

パソコン3R推進協会の受付窓口

TEL. 03-5282-7685

FAX. 03-3233-6091

URL. <http://www.pc3r.jp>

## 1 1. 二輪車について

南山城村ではバイク（原付～大型）の回収・処理を行っていません。  
詳しくは下記連絡先もしくは販売店へお問い合わせください。

二輪車リサイクルコールセンター

TEL. 03-3598-8075

URL. <http://www.jarc.or.jp/motorcycle/>

## 1 2. 消火器について

南山城村では消火器の回収・処理を行っていません。  
詳しくは下記連絡先もしくは販売店へお問い合わせください。

(株)消火器リサイクル推進センター

TEL. 03-5829-6773

URL. <http://ferpc.jp/>